

古賀市子ども・子育て支援事業計画 (平成 27～31 年度)

(骨子案)

平成 26 年 月

古 賀 市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 子ども・子育て支援新制度の概要	3
5 計画策定の方法	6
第2章 古賀市の子どもや子育てを取り巻く現状	8
1 人口・世帯の状況	8
2 人口動態・就労の状況	13
3 保育所（園）・幼稚園、小・中学校、 特別支援学校 の状況	18
第3章 古賀市の子どもや子育てを取り巻く課題	
第4章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念	
2 基本目標	
3 施策の体系	
第5章 施策の具体的な取り組み	
第6章 量の見込みと確保方策	
1 教育・保育提供区域	
2 子ども・子育て支援給付	
3 地域子ども・子育て支援事業	
第7章 計画の推進体制	

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国の出生数は年々減少しており、少子・高齢化が進んでいます。一方で、経済状況や女性の社会進出の拡大等を背景に、結婚・出産後も働き続けることを希望する女性が増加しており、低年齢時からの保育の必要性が高まっています。

国は、「少子化社会対策基本法」を平成15年に制定するなど、少子化対策に関わる総合的な取り組みを進めてきました。また、市町村においては、平成17年から10年間の時限立法である「次世代育成支援対策推進法」の定めにより、地域の特性を考慮して策定した「市町村行動計画」に基づき、次世代育成支援に関わる取り組みが進められています。なお、「次世代育成支援対策推進法」は、法改正により、平成26年度末までの時限立法が、さらに10年間延長されることになりました。

また国では、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、平成22年、「子ども・子育て新システム検討会議」を設置し、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築に向けての検討を進めてきました。平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法※」が制定されました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことをめざすとされています。

本市ではこれまで、「古賀市児童育成計画（Angel Plan）」や「古賀市青少年プラン」をはじめ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援行動計画」を策定し、子育て支援のための施策を総合的に推進してきました。しかし、本市においても少子化や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢時保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は変化しています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定しました。

※ 子ども・子育て関連3法：子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の総称。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。なお、本計画は、少子化解消推進対策とも深く関わりを持つため、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「古賀市次世代育成支援行動計画」の考え方を継承し、「次世代育成支援対策推進法」第8条に定める「市町村行動計画」も一体的に策定するものとします。

また、本計画は、上位計画である「古賀市総合振興計画」や、その他関連計画と整合性、連携を図っています。

※注 本計画における「子ども」は、0歳からおおむね18歳までの子どもをいいます。

根拠法令

<子ども・子育て支援法>

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

<次世代育成支援対策推進法>

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。

平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
古賀市次世代育成支援後期行動計画					古賀市子ども・子育て支援事業計画（本計画）				

4 子ども・子育て支援新制度の概要

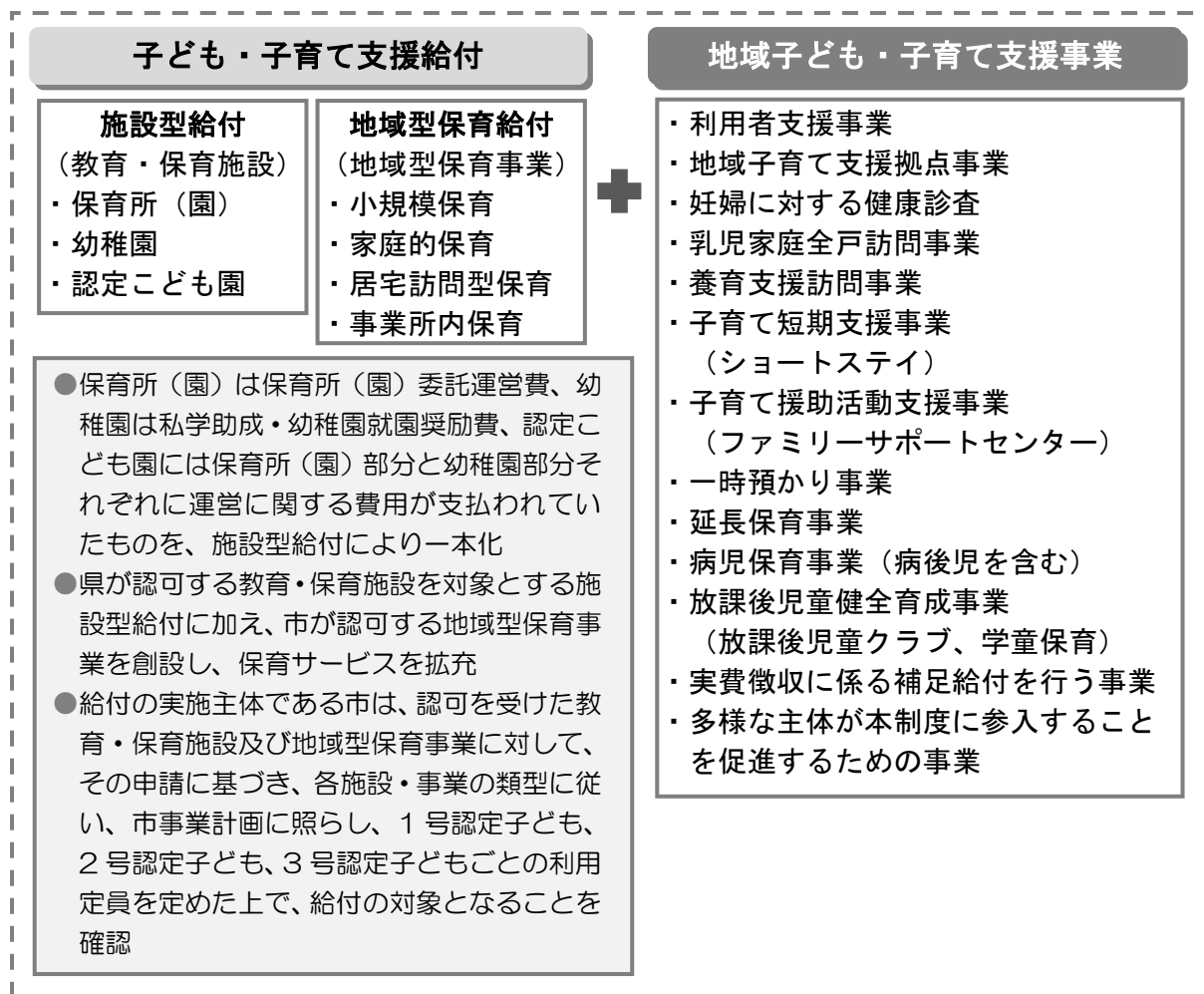
(1) 施設型給付費等の支援を受ける子どもの認定区分

教育・保育施設、地域型保育事業を利用する子どもについて、保護者の申請に基づき居住市町村が次の3つの認定区分に従って認定（区分、保育必要量など）を行い、この区分に基づいて施設型給付等（施設・事業者が代理受領）が行われる仕組みとなりました。

認定区分	給付の内容 (保育必要量)	給付を受ける 施設・事業 (利用先)
1号認定子ども <u>満3歳以上</u> の小学校就学前の子どもであって、 <u>2号認定子ども以外</u> のもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第1号]	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定子ども <u>満3歳以上</u> の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難</u> であるもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第2号]	保育短時間 保育標準時間	保育所（園） 認定こども園
3号認定子ども <u>満3歳未満</u> の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難</u> であるもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第3号]	保育短時間 保育標準時間	保育所（ 園 ） 認定こども園 地域型保育事業

(2) 子ども・子育て支援サービスの概要

子ども・子育て支援サービスは、「子ども・子育て支援給付」(施設・事業者が代理受領)と地域の子育て家庭を支援する「地域子ども・子育て支援事業」で構成されています。



(3) 施設・事業の概要

教育・保育施設

■保育所（園）・幼稚園

保育所（園）は、児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設（児童福祉法第39条）です。

幼稚園は、学校教育法に定める、3～5歳児に対して学校教育を行う施設（学校教育法第22条）です。「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的」としています。

■認定こども園

幼稚園・保育所（園）などのうち、①就学前の子どもに教育・保育を提供する機能、②地域における子育て支援を行う機能を備える施設について、県から認定こども園としての認定を受けることができる仕組みを設けるもの（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）です。

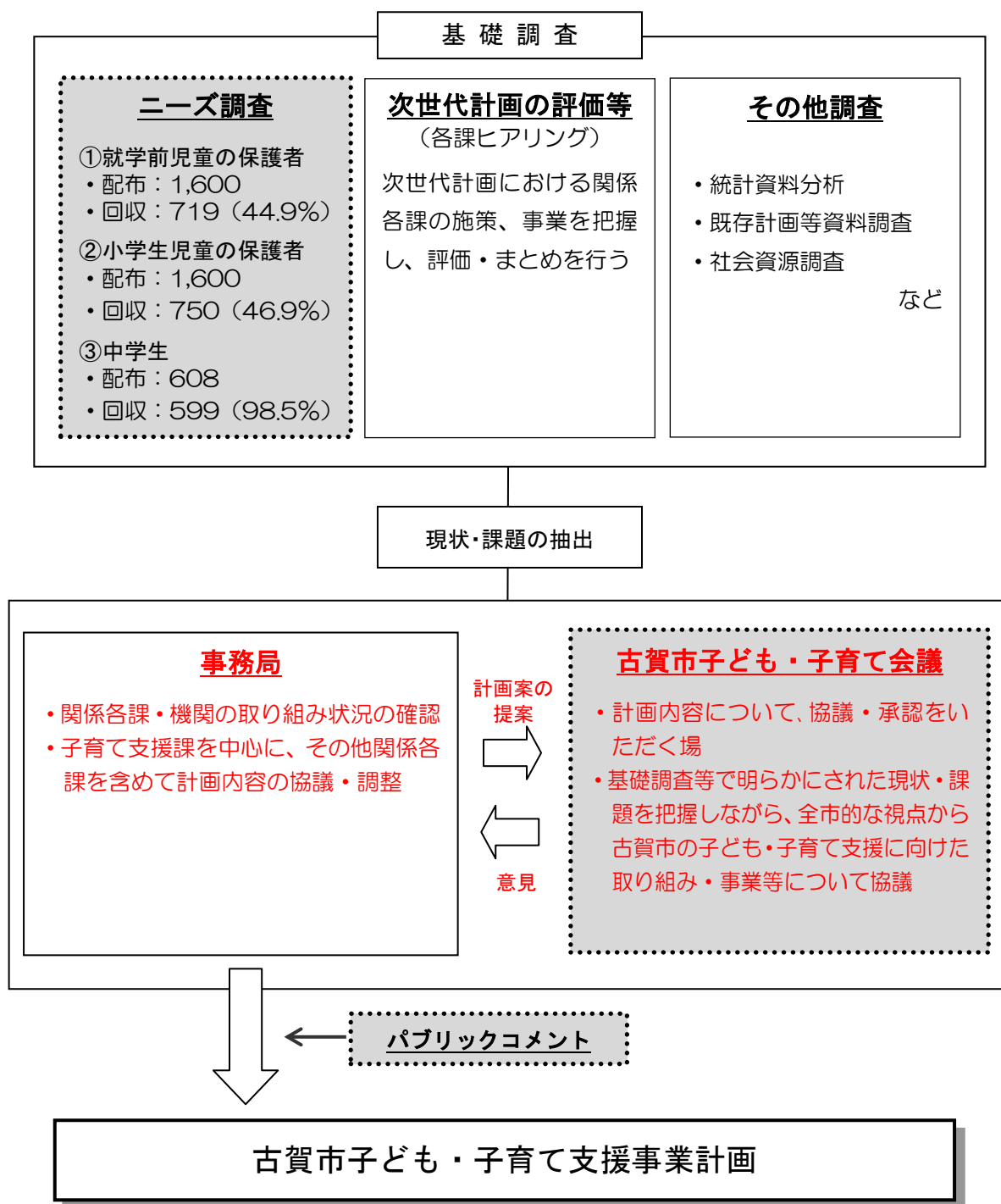
地域型保育事業

小規模保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業
家庭的保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅等の場所で、家庭的保育者に保育を行う事業
居宅訪問型保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業
事業所内保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業

認可 定員	19 人	小規模保育事業	居宅訪問型 保育事業	事業所内 保育事業
	6 人			
	5 人	家庭の保育事業		
	1 人			

5 計画策定の方法

(1) 計画の策定体制



※ パブリックコメント は、住民参加による策定プロセスを示す

(2) ニーズ調査の実施概要

① 目的

本調査は、子ども・子育て支援新制度に基づく「子ども・子育て支援事業計画」の策定に当たり、市民の子育て支援に関する実態や意見・要望などを把握するため実施しました。

② 調査概要

- ・ 調査地域 : 古賀市全域
- ・ 調査の種類 : ①就学前児童の保護者対象調査、②小学生児童の保護者対象調査、③中学生対象調査
- ・ 調査対象者 : 【就学前児童】 古賀市内在住の就学前児童をお持ちの保護者
【小学生児童】 古賀市内在住の小学生児童をお持ちの保護者
【中 学 生】 古賀市内の中学1年生から3年生
- ・ 調査期間 : 【就学前児童】 平成25年12月12日～12月26日まで
【小学生児童】 平成25年12月12日～12月26日まで
【中 学 生】 平成25年11月25日～12月20日まで
- ・ 調査方法 : 【就学前児童】 郵送による配布・回収
【小学生児童】 郵送による配布・回収
【中 学 生】 学校にて実施・回収

	配布数	有効回答数	回収率
就学前児童調査	1,600	719	44.9%
小学生児童調査	1,600	750	46.9%
中学生調査	608	599	98.5%

第2章 古賀市の子どもや子育てを取り巻く現状

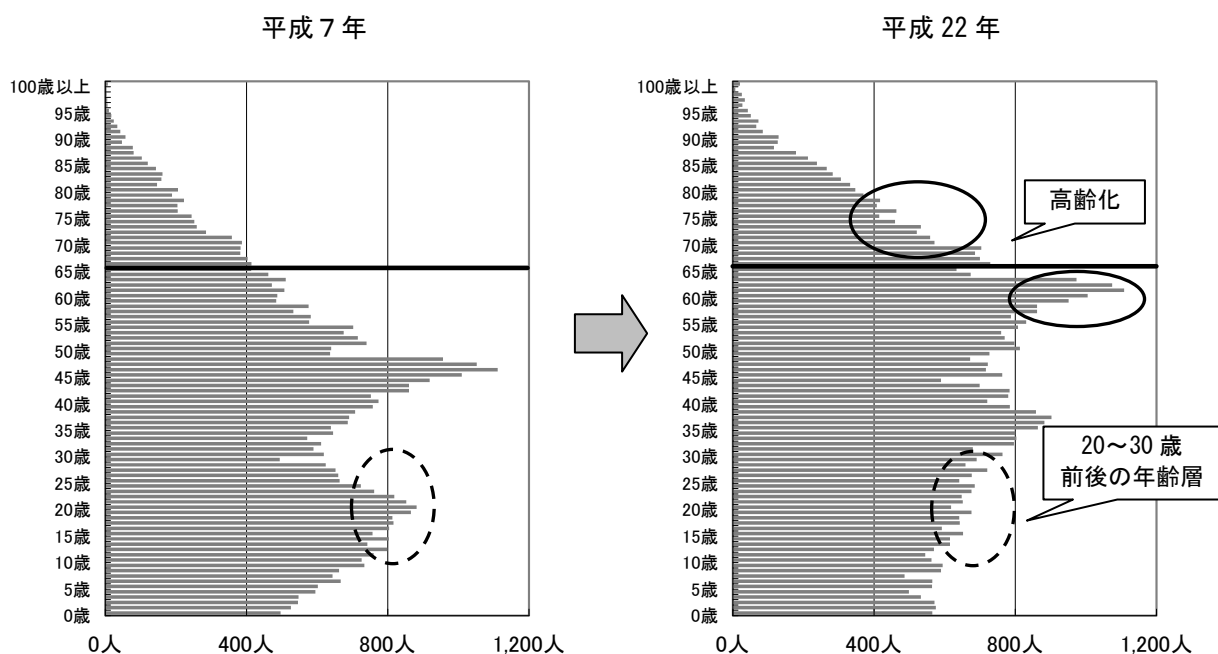
1 人口・世帯の状況

(1) 人口構成の推移

平成7年と平成22年における古賀市の人口構成をみると、子どもの人口は低年齢児は増加しているものの、5歳以上になるとやや減少していることがわかります。一方、60歳前後や65歳以上の高齢者人口は増加しており、15年の間に人口構成が大きく変化しています。

また、平成7年において山を形成していた20歳前後の年齢層は、平成22年では減少しています。多くが結婚・出産を経験する年齢層の減少とともに、今後も少子化の進行が予測されます。

＜古賀市の人口構成の推移＞



資料：国勢調査

（２）年齢３区分別人口構成の推移

古賀市の総人口は、平成７年の 51,244 人から平成 22 年の 57,920 人と 15 年間で 6,676 人増加しています。

年齢３区分別人口構成の推移をみると、年少人口（０歳～14 歳）は 15 年間で 1,399 人減少（人口構成比で 4.6 ポイント減）しているものの、老年人口（65 歳以上）は 5,082 人（人口構成比で 7.4 ポイント増）増加しています。

このように、古賀市では、少子高齢化の傾向がみられます。

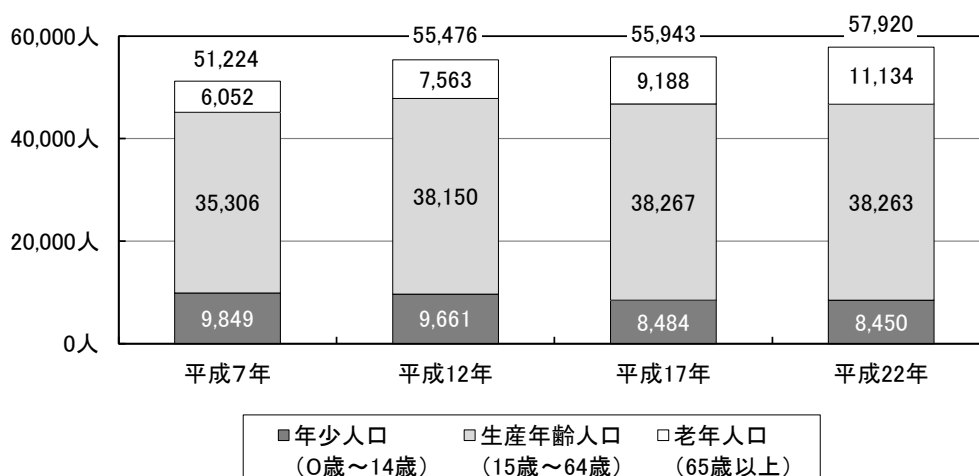
＜古賀市の年齢３区分別人口構成の推移＞

単位：人

	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 26 年 (参考)
総人口	51,244	55,476	55,943	57,920	58,324
年少人口（０歳～14 歳）	9,849	9,661	8,484	8,450	8,467
構成比	19.2%	17.4%	15.2%	14.6%	14.5%
生産年齢人口（15 歳～64 歳）	35,306	38,150	38,267	38,263	36,806
構成比	68.9%	68.8%	68.4%	66.1%	63.1%
老年人口（65 歳以上）	6,052	7,563	9,188	11,134	13,051
構成比	11.8%	13.6%	16.4%	19.2%	22.4%
年齢不詳	37	102	4	73	0

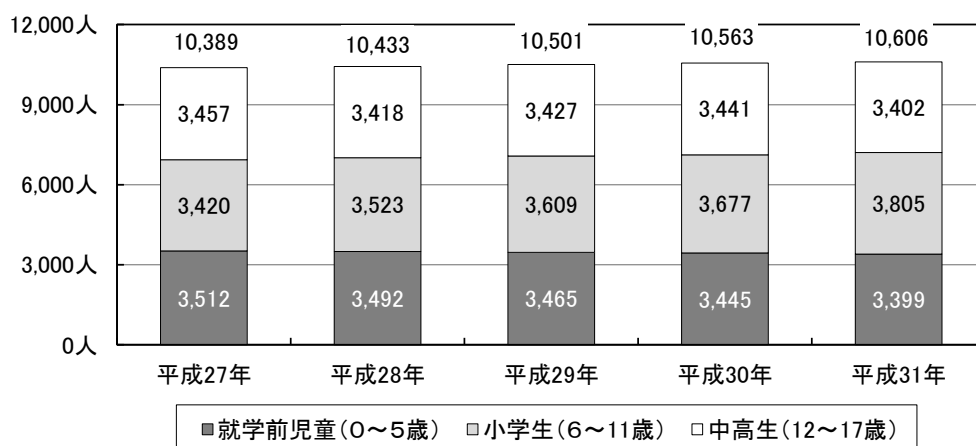
資料：国勢調査（10 月 1 日）、平成 26 年のみ住民基本台帳（9 月末日）

＜古賀市の年齢３区分別人口構成の推移＞



資料：国勢調査

＜【参考】古賀市の子どもの推計人数＞



※推計値は、「量の見込み」算出の際に行った人口推計の数値を使用

(3) 世帯構成の推移

世帯構成の推移についてみると、総世帯数は平成7年から平成22年にかけて増加傾向にあり、5,099世帯増えています。

また、核家族世帯においては3,123世帯増加しており、一世帯あたり人員数についても減少していることから核家族化が進行していることがうかがえます。

＜古賀市の世帯構成の推移＞

単位：世帯、人

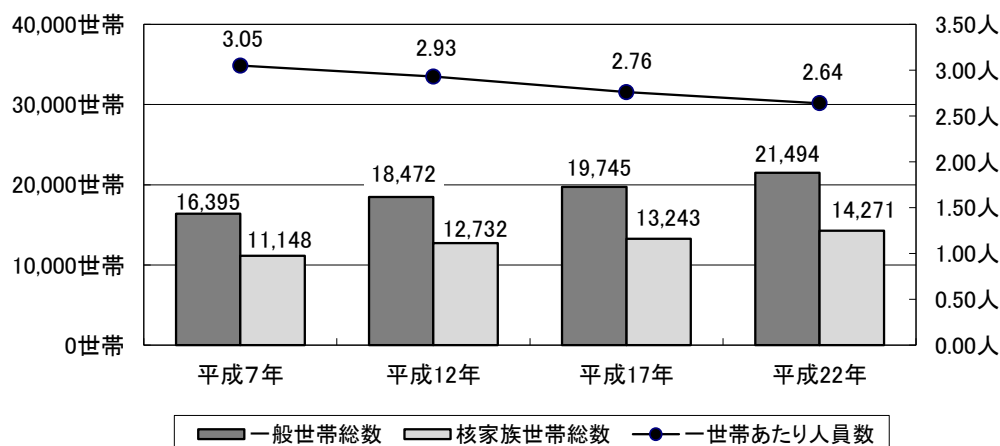
	一般世帯総数	親族世帯							非親族世帯	単独世帯	一般世帯人員数
		核家族世帯					その他の親族世帯				
		夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども						
平成 7 年	16,395	13,237	11,148	2,579	7,230	176	1,163	2,089	39	3,119	49,936
平成12年	18,472	14,843	12,732	3,332	7,675	217	1,508	2,111	50	3,579	54,086
平成17年	19,745	15,292	13,243	3,697	7,563	253	1,730	2,049	104	4,349	54,592
平成22年	21,494	16,221	14,271	4,438	7,579	299	1,955	1,950	189	5,075	56,661

資料：国勢調査

※一般世帯総数は、平成22年のみ世帯の家族類型「不詳」を含む

- ※ 親族世帯：2人以上の世帯のうち、世帯主と親族関係にある方のみで構成される世帯。
 ※ 非親族世帯：2人以上の世帯のうち、世帯主と親族関係にない方を含んで構成される世帯。

＜古賀市の核家族世帯等の推移＞



資料：国勢調査

（４） 6 歳未満・18 歳未満の親族のいる核家族世帯の推移

6 歳未満・18 歳未満の親族のいる核家族世帯の推移をみると、6 歳未満の親族のいる核家族世帯については増減を繰り返しており、構成比はほぼ横ばいとなっています。

また、18 歳未満の親族のいる核家族世帯については平成7年から平成22年にかけて減少傾向にあり、平成22年では5,018世帯となっています。

＜古賀市の6 歳未満・18 歳未満の親族のいる核家族世帯の推移＞

単位：世帯

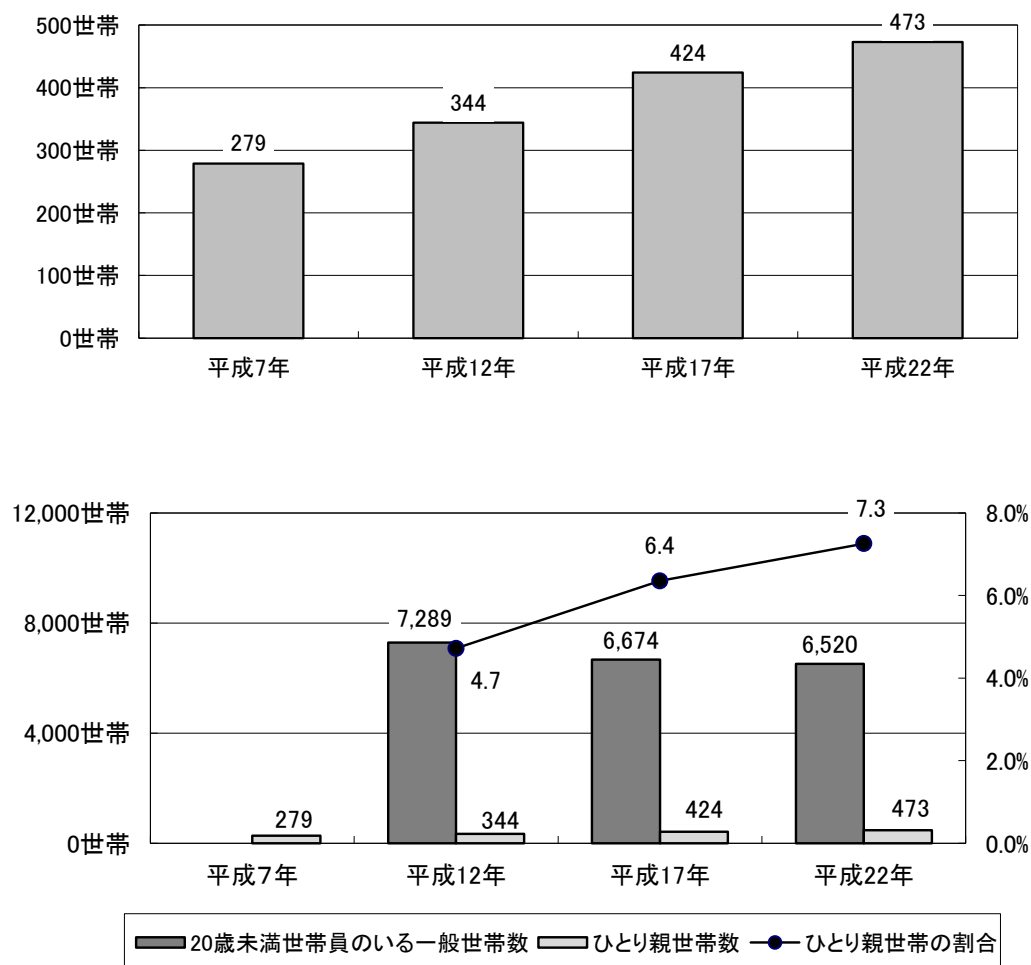
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯数 ①	16,395	18,472	19,745	21,494
6 歳未満の親族のいる核家族世帯数 ②	1,959	2,138	1,937	2,126
構成比 ②/①	11.9%	11.6%	9.8%	9.9%
18 歳未満の親族のいる核家族世帯数 ③	5,357	5,482	5,011	5,018
構成比 ③/①	32.7%	29.7%	25.4%	23.3%

資料：国勢調査

（５）ひとり親世帯（２０歳未満の子どもがいる母子、父子家庭）の推移

ひとり親世帯の推移をみると、平成 22 年では平成 7 年の約 1.7 倍になっており、473 世帯となっています。

＜古賀市のひとり親世帯の推移＞



資料：国勢調査

※平成 7 年国勢調査では「20 歳未満世帯員のいる一般世帯」の項目がないため、割合の算出は不能

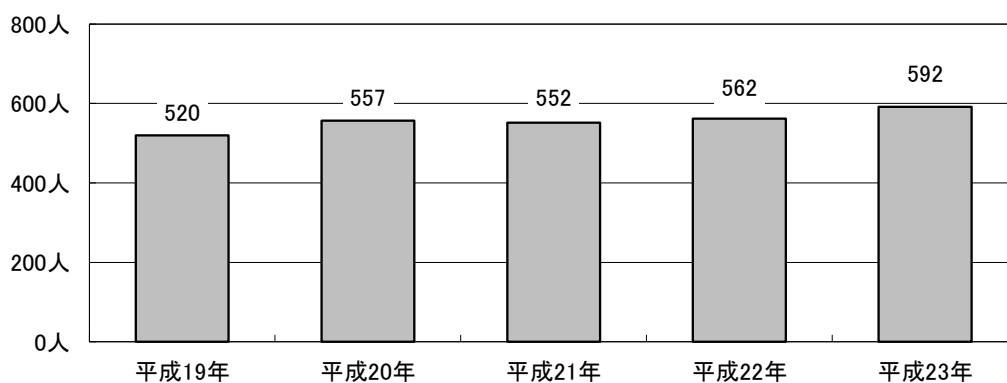
2 人口動態・就労の状況

(1) 出生数・出生率の推移

出生数の推移をみると、平成19年から平成23年にかけて500人以上の出生数で推移しており、平成21年以降、近年ではやや増加傾向にあります。

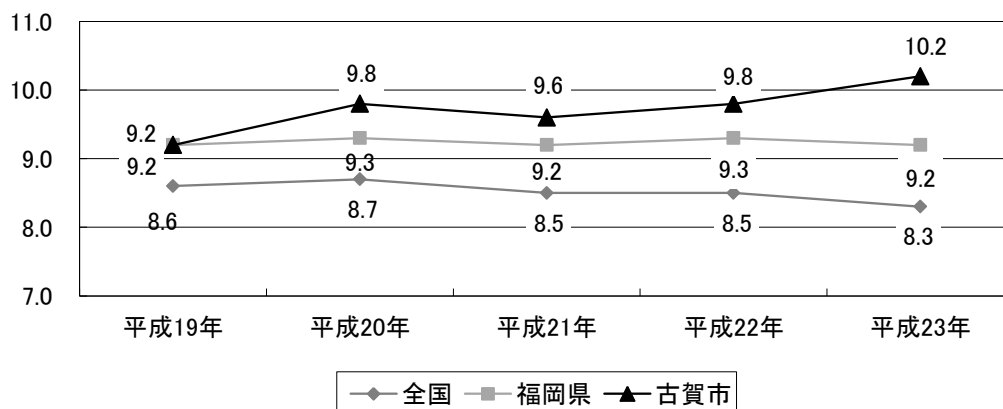
また、出生率（人口千人対）について全国・福岡県と比較すると、平成19年から平成23年にかけて全国・福岡県を上回る数値で推移しており、平成23年には10.2となっています。

＜古賀市の出生数の推移＞



資料：人口動態統計

＜古賀市の出生率の推移（全国・福岡県との比較）＞



資料：人口動態統計

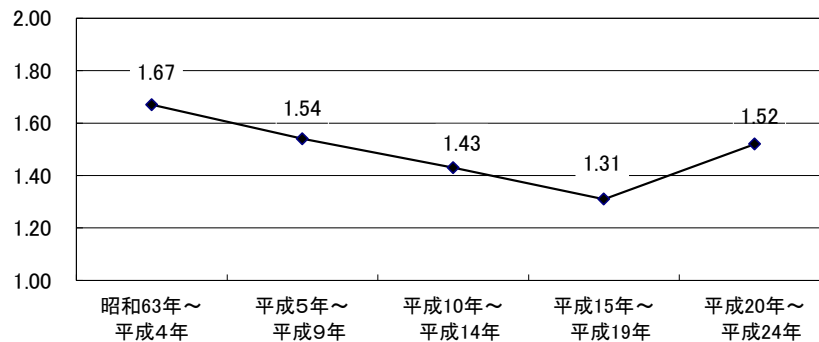
※ 出生率：一定期間の出生数の人口に対する割合。人口1,000人あたりの年間出生児数の割合をいう。

（２）合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、昭和 63 年から平成 19 年にかけて減少していたものの、平成 20 年～平成 24 年では 1.52 と回復しています。

全国・福岡県と比較すると、いずれも全国・福岡県と同等、もしくはそれを上回る数値となっています。

＜古賀市の合計特殊出生率の推移＞



資料：人口動態統計

＜全国・福岡県・古賀市の合計特殊出生率の推移＞

	平成 4 年	平成 9 年	平成 14 年	平成 19 年	平成 24 年
全国	1.50	1.39	1.32	1.34	1.41
福岡県	1.47	1.38	1.29	1.34	1.43
古賀市	1.67	1.54	1.43	1.31	1.52

資料：人口動態統計

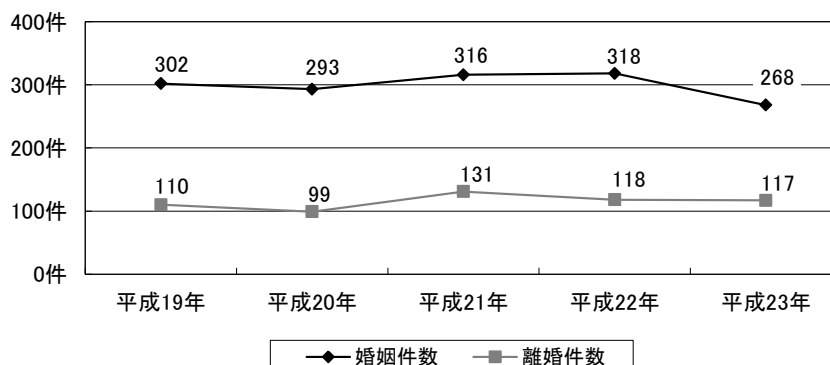
※全国・福岡県は単年での値、古賀市は5年間の平均値

（３）婚姻・離婚の状況

婚姻・離婚件数の推移をみると、婚姻件数については、平成 23 年でやや減少しており、268 件となっています。

離婚件数については、平成 19 年から平成 23 年にかけてほぼ横ばいで推移しており、平成 23 年では 117 件となっています。

＜古賀市の婚姻・離婚件数の推移＞



資料：人口動態統計

(4) 未婚率の状況

女性の未婚率の推移をみると、すべての年齢層において未婚率が増加しています。特に25～39歳の未婚率は、平成7年から平成22年にかけて10ポイント以上増加と大きく伸びています。

このことは、古賀市の女性の未婚化・晩婚化が進んでいることを示しています。

<古賀市の女性の未婚者数・未婚率の推移>

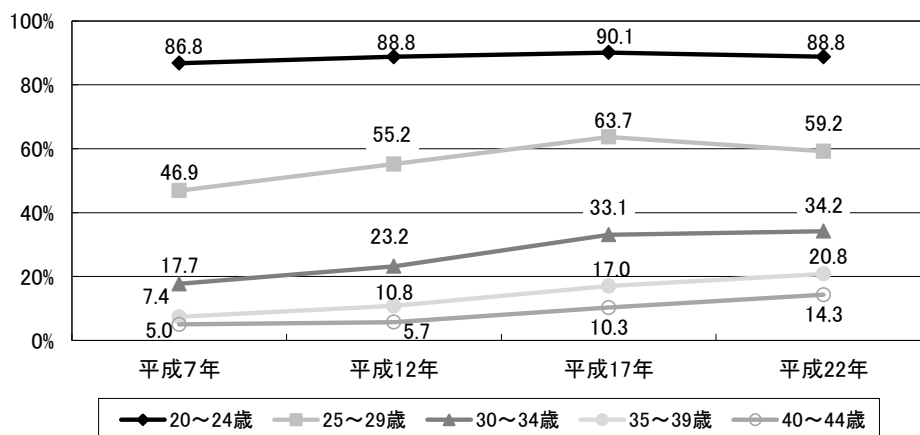
単位：人

	人数				未婚者数・未婚率			
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
15～19歳	2,016	1,989	1,840	1,590	1,991 98.8%	1,972 99.1%	1,823 99.1%	1,575 99.1%
20～24歳	2,044	1,954	1,813	1,745	1,774 86.8%	1,736 88.8%	1,633 90.1%	1,549 88.8%
25～29歳	1,549	2,018	1,842	1,757	726 46.9%	1,113 55.2%	1,174 63.7%	1,041 59.2%
30～34歳	1,626	1,754	2,030	1,958	288 17.7%	407 23.2%	672 33.1%	670 34.2%
35～39歳	1,831	1,859	1,754	2,140	135 7.4%	200 10.8%	298 17.0%	446 20.8%
40～44歳	2,126	2,065	1,860	1,834	107 5.0%	118 5.7%	191 10.3%	263 14.3%
45～49歳	2,440	2,252	2,079	1,933	114 4.7%	109 4.8%	116 5.6%	196 10.1%

資料：国勢調査

※「未婚者」：結婚の経験が一度もない方

<古賀市の女性の未婚率の推移>



資料：国勢調査

男性の未婚率の推移をみると、ほとんどの年齢層で増加傾向にあります。特に30歳以上で未婚率が10ポイント以上増加しており、伸びが顕著です。

このことは、古賀市の男性においても未婚化・晩婚化が進んでいることを示しています。

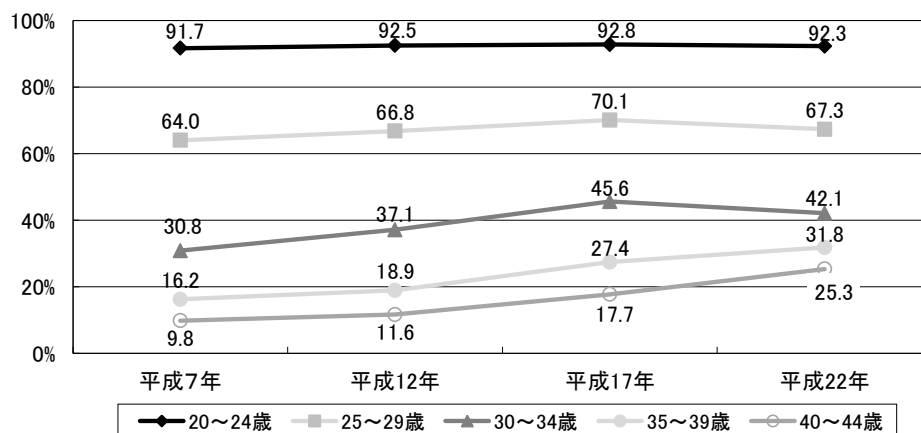
＜古賀市の男性の未婚者数・未婚率の推移＞

単位：人

	人数				未婚者数・未婚率			
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
15～19歳	2,040	1,931	1,774	1,614	2,034	1,924	1,769	1,599
					99.7%	99.6%	99.7%	99.1%
20～24歳	1,996	1,795	1,603	1,533	1,830	1,660	1,488	1,415
					91.7%	92.5%	92.8%	92.3%
25～29歳	1,545	1,925	1,714	1,632	989	1,286	1,202	1,098
					64.0%	66.8%	70.1%	67.3%
30～34歳	1,411	1,695	1,985	1,885	435	629	905	794
					30.8%	37.1%	45.6%	42.1%
35～39歳	1,652	1,660	1,644	2,154	267	314	451	684
					16.2%	18.9%	27.4%	31.8%
40～44歳	2,039	1,867	1,617	1,740	199	216	286	441
					9.8%	11.6%	17.7%	25.3%
45～49歳	2,328	2,155	1,848	1,668	127	177	191	300
					5.5%	8.2%	10.3%	18.0%

資料：国勢調査

＜古賀市の男性の未婚率の推移＞



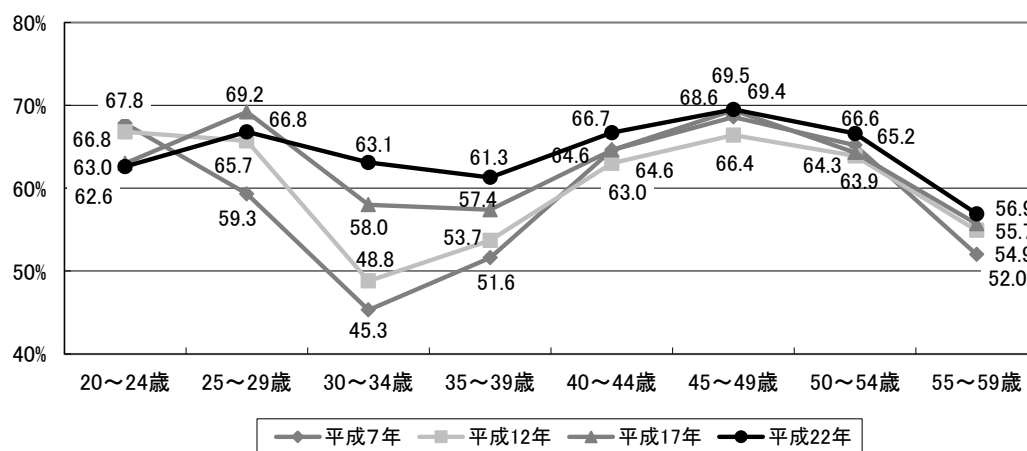
資料：国勢調査

(5) 女性の就労状況

女性の年齢別就業率の推移をみると、平成7年から平成22年にかけて30～34歳の就業率は増加しており、M字曲線が年々ゆるやかになっています。

このことから、子どもを産み育てる年齢階層で結婚・出産にともない離職する人が減少したこと、また、未婚化・晩婚化などにより就労を継続する女性が増加したことがうかがえます。

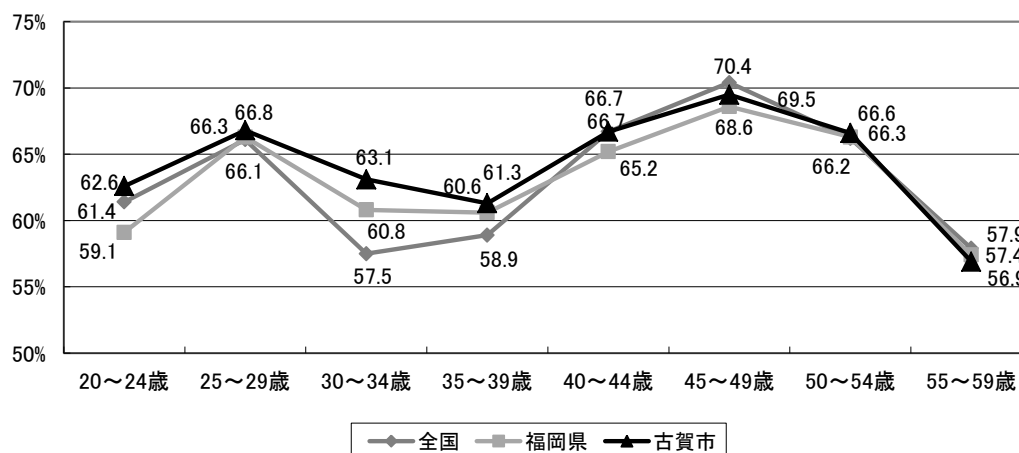
＜古賀市の女性の年齢別就業率＞



資料：国勢調査

平成22年の女性の年齢別就業率の推移について、全国・福岡県と比較すると、特に30～34歳で全国・福岡県を上回る数値となっています。

＜古賀市の平成22年の女性の年齢別就業率（全国・福岡県との比較）＞



資料：国勢調査

3 保育所（園）・幼稚園、小・中学校、特別支援学校の状況

（１）認可保育所（園）の状況

現在、古賀市には、認可保育所（園）が９園あります。入所（園）児童数は、平成 21 年度から平成 25 年度にかけて増加傾向にあり、平成 25 年度では 1,164 人となっています。

＜保育所（園）の状況＞

単位：人

			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
公立	恵保育所	定員	90	90	90	90	100
		入所児童数	100	115	127	114	110
	久保保育所	定員	100	100	100	100	100
		入所児童数	102	106	123	125	128
	鹿部保育所	定員	120	120	120	120	120
		入所児童数	102	118	118	120	122
私立	慈照保育園	定員	60	60	60	60	60
		入園児童数	53	50	58	43	40
	五所保育園	定員	120	120	130	130	130
		入園児童数	136	127	139	155	161
	花見光 保育園	定員	120	120	120	120	160
		入園児童数	146	151	158	166	200
	花鶴どろんこ 保育園	定員	90	90	90	120	120
		入園児童数	113	127	120	144	149
	ほづみ 保育園	定員	60	60	60	60	90
		入園児童数	84	83	94	97	113
	庄ひかり 保育園	定員	90	90	90	90	90
		入園児童数	115	126	135	136	141
合計【入所（園）児童数】			951	1,003	1,072	1,100	1,164

資料：保育所月報（各年度末）

※久保保育所は平成 26 年度に民間移譲

※恵保育所は平成 28 年度に民間移譲予定

(2) 幼稚園の状況

現在、古賀市には私立幼稚園が4園あります。入園児童数は、平成 21 年度から平成 25 年度にかけて増加傾向にあり、平成 25 年度では **1,402 人（内市内在住 1,079 人）** となっています。

<幼稚園の状況>

単位：人

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
花鶴丘幼稚園	定員	225	225	225	225	360
	入園児童数	248	277	329	387	403
	(内市内在住)	237	260	307	356	360
天照幼稚園	定員	270	270	270	320	320
	入園児童数	246	273	294	341	367
	(内市内在住)	220	219	217	235	250
暁の星幼稚園	定員	315	315	315	315	315
	入園児童数	221	232	249	255	282
	(内市内在住)	137	156	155	161	171
やまびこ幼稚園	定員	200	200	200	285	285
	入園児童数	286	290	315	323	350
	(内市内在住)	260	259	279	277	298
合計【入園児童数】		1,001	1,072	1,187	1,306	1,402
(内市内在住)		854	894	958	1,029	1,079

資料：子育て支援課（各年度末）

※満 3 歳以上の児童及び各年度 3 月に卒園した児童を含む

(3) 小・中学校、特別支援学校の状況

古賀市には現在、小学校8校と、中学校3校があります。小学校の児童数は平成21年度から平成25年度にかけて、ほぼ横ばいで推移しています。

また、中学校では学級数・生徒数ともに減少傾向にあり、生徒数は平成21年度から平成25年度にかけて188人減少しています。

＜小学校の状況＞

単位：人

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
青柳小学校	学級数	12	12	12	12	12
	児童数	321	311	306	311	308
小野小学校	学級数	12	13	13	14	14
	児童数	363	382	381	409	411
古賀東小学校	学級数	14	15	15	13	13
	児童数	416	421	446	432	436
古賀西小学校	学級数	15	15	15	13	14
	児童数	461	448	464	452	445
花鶴小学校	学級数	13	13	14	15	16
	児童数	372	379	404	439	463
千鳥小学校	学級数	16	14	14	13	14
	児童数	503	464	437	412	394
花見小学校	学級数	15	16	16	17	18
	児童数	498	502	514	514	530
舞の里小学校	学級数	14	13	13	13	12
	児童数	438	430	404	388	337
合 計	学級数	111	111	112	110	113
	児童数	3,372	3,337	3,356	3,357	3,324

資料：学校基本調査

<中学校の状況>

単位：人

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
古賀中学校	学級数	17	17	17	16	16
	生徒数	582	613	584	579	580
古賀北中学校	学級数	23	22	20	19	18
	生徒数	867	816	774	737	712
古賀東中学校	学級数	12	10	11	10	10
	生徒数	377	370	375	351	346
合 計	学級数	52	50	48	45	44
	生徒数	1,826	1,799	1,733	1,667	1,638

資料：学校基本調査

<特別支援学校の状況>

単位：人

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
北筑前養護学校	小学部	9				
	中学部	11				
古賀養護学校	小学部	0	古賀特別支援学校へ統合、名称変更			
	中学部	5				
古賀特別支援学校	小学部		9	8	10	7
	中学部		15	13	11	13
福岡養護学校	小学部	6	6	福岡特別支援学校に名称変更		
	中学部	6	2			
福岡特別支援学校	小学部			6	6	5
	中学部			3	3	3
小池特別支援学校	小学部	0	0	0	1	0
	中学部	0	0	0	0	0
合 計	小学部	15	15	14	17	12
	中学部	22	17	16	14	16

資料：学校教育課（5月1日）

※古賀市在住児童生徒の推移

第6章 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域

《国の考え方》

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

本市の「教育・保育提供区域」については、効率的な資源の活用を可能とし、市内のニーズに柔軟に対応できるよう、教育・保育提供区域を1区域（全市）とします。

2 子ども・子育て支援給付

（1）用語の解説等

①保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。

年齢	区分		ニーズ調査での家族類型	
3歳以上	1号認定子ども	幼稚園・認定こども園を利用	タイプC'	タイプD タイプE'
	2号認定子ども	保育所(園)・認定こども園を利用	タイプA	タイプB
2歳以下	3号認定子ども		タイプC	タイプE

【ニーズ調査での家庭類型】

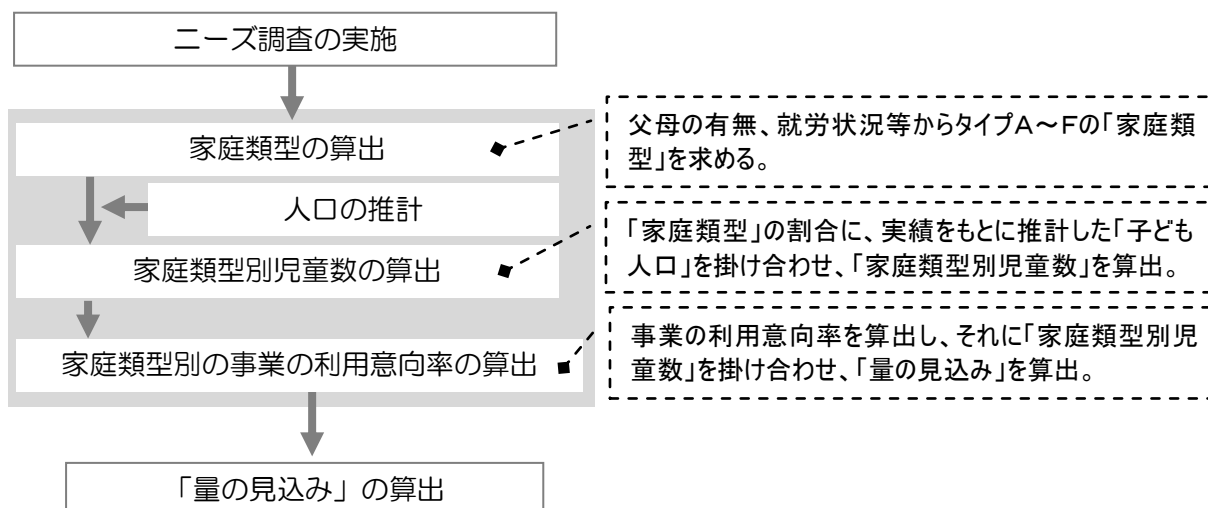
タイプA ひとり親家庭〔母子家庭・父子家庭〕
 タイプB フルタイム×フルタイム〔父母いずれもフルタイムで就労〕
 タイプC フルタイム×パートタイム〔父母の就労がフルタイムとパートタイム長時間〕
 タイプC' フルタイム×パートタイム(短時間)〔父母の就労がフルタイムとパートタイム短時間〕
 タイプD 専業主婦(夫)〔父母いずれかが専業主婦(夫)〕
 タイプE パートタイム×パートタイム〔父母いずれもパートタイム長時間で就労〕
 タイプE' パートタイム×パートタイム(短時間)〔父母いずれかがパートタイム短時間で就労〕
 タイプF 無業×無業〔父母いずれも無職〕

②量の見込み

将来の利用児童数の見込み。

ニーズ調査の結果を基に、国の計算方法に基づき算出。

＜「量の見込み」算出の流れ＞



③確保方策

量の見込みに対し、確保を図っていく量。

教育・保育及び各事業の量の見込みを満足することをめざす。

（２）実績及び各年度における量の見込みと確保方策

【参考】教育・保育の量の見込み（古賀市在住児童の利用見込み）

	実績	見込み				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
保育所（園）計	1,164 人	1,317 人	1,309 人	1,298 人	1,291 人	1,275 人
0 歳児	165 人	222 人	223 人	221 人	219 人	218 人
1・2 歳児	387 人	466 人	452 人	451 人	450 人	447 人
3 歳以上児	612 人	629 人	634 人	626 人	622 人	610 人
幼稚園	1,079 人	1,130 人	1,139 人	1,125 人	1,117 人	1,096 人

■平成 25 年度実績

		平成 25 年度実績（平成 26 年 3 月末日時点）				
		1 号	2 号		3 号	
			幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記以外 3～5 歳	0 歳	1・2 歳
市内施設利用児童数	特定教育・保育施設	1,079 人		612 人	165 人	387 人
	保育所（園） （定員 970 人）			612 人	165 人	387 人
	幼稚園 （定員 1,280 人）	1,079 人				
	認定こども園	—	—	—	—	—

＊平成 26 年度定員：保育所（園）1,020 人、幼稚園 1,325 人

■各年度における量の見込みと確保方策

		平成 27 年度				
		1 号	2 号		3 号	
			幼児期の学校 教育の利用希望が 強い	左記以外 3～5 歳	0 歳	1、2 歳
量の見込み		857 人	902 人		222 人	466 人
			273 人	629 人		
確保方策	特定教育・保育施設	857 人	273 人	629 人	222 人	466 人
	保育所（園）			629 人	222 人	466 人
	幼稚園	857 人	273 人			
	認定こども園	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	特定地域型保育事業				0 人	0 人
	小規模保育				0 人	0 人
	家庭的保育				0 人	0 人
	居宅訪問型保育				0 人	0 人
	事業所内保育				0 人	0 人

＊平成 27 年度定員：保育所（園）110 人増員予定

		平成 28 年度				
		1 号	2 号		3 号	
			幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	左記以外 3～5 歳	0 歳	1、2 歳
量の見込み		864 人	909 人		223 人	452 人
	特定教育・保育施設	864 人	275 人	634 人	223 人	452 人
	保育所(園)			634 人	223 人	452 人
	幼稚園	864 人	275 人			
	認定こども園	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	特定地域型保育事業				0 人	0 人
	小規模保育				0 人	0 人
	家庭的保育				0 人	0 人
	居宅訪問型保育				0 人	0 人
	事業所内保育				0 人	0 人

		平成 29 年度				
		1 号	2 号		3 号	
			幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	左記以外 3～5 歳	0 歳	1、2 歳
量の見込み		853 人	898 人		221 人	451 人
	特定教育・保育施設	853 人	272 人	626 人	221 人	451 人
	保育所(園)			626 人	191 人	361 人
	幼稚園	353 人	172 人			
	認定こども園	500 人	100 人	0 人	30 人	90 人
	特定地域型保育事業				0 人	0 人
	小規模保育				0 人	0 人
	家庭的保育				0 人	0 人
	居宅訪問型保育				0 人	0 人
	事業所内保育				0 人	0 人

		平成 30 年度				
		1 号	2 号		3 号	
			幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	左記以外 3～5 歳	0 歳	1、2 歳
量の見込み		847 人	892 人		219 人	450 人
			270 人	622 人		
確保 方 策	特定教育・保育施設	847 人	270 人	622 人	219 人	450 人
	保育所(園)			622 人	189 人	360 人
	幼稚園	347 人	170 人			
	認定こども園	500 人	100 人	0 人	30 人	90 人
	特定地域型保育事業				0 人	0 人
	小規模保育				0 人	0 人
	家庭的保育				0 人	0 人
	居宅訪問型保育				0 人	0 人
	事業所内保育				0 人	0 人

		平成 31 年度				
		1 号	2 号		3 号	
			幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	左記以外 3～5 歳	0 歳	1、2 歳
量の見込み		831 人	875 人		218 人	447 人
			265 人	610 人		
確保 方 策	特定教育・保育施設	831 人	265 人	610 人	218 人	447 人
	保育所(園)			610 人	188 人	357 人
	幼稚園	331 人	165 人			
	認定こども園	500 人	100 人	0 人	30 人	90 人
	特定地域型保育事業				0 人	0 人
	小規模保育				0 人	0 人
	家庭的保育				0 人	0 人
	居宅訪問型保育				0 人	0 人
	事業所内保育				0 人	0 人

提供体制、確保方策の考え方

- 教育の定員数については、平成 26 年度現在、1,325 人（私立幼稚園 4 園）の提供体制があり、平成 27～31 年度の見込み量を十分に満たすことが可能です。
- 保育の定員数については、平成 26 年度現在、1,020 人（公立保育所 2 園、私立保育園 7 園）の提供体制があります。実績と比べると、2 号（3 歳以上）・3 号（0 歳、1・2 歳児）ともに見込み量が多くなっていますが、平成 27 年度に定員 110 人の新設保育所（園）が開園予定であることから、既存施設において見込み量を受け入れることが可能となります。
- 平成 27 年度から平成 31 年度にかけて、児童人口の減少とともに見込み量もわずかに減少傾向にありますが、特にニーズの高い地域の提供体制の確保に配慮しつつ、市全体で柔軟に子どもを受け入れるための体制づくりに努めます。
- 地域型保育事業（小規模保育事業等）については、引き続き保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討していきます。
- 保育所（園）の認定こども園への移行については、需要状況を把握しながら慎重に検討していきます。

3 地域子ども・子育て支援事業

【参考】地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

		実績	見込み				
		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
地域子育て支援拠点事業		939 人回 /月	2,418 人回 /月	2,371 人回 /月	2,363 人回 /月	2,354 人回 /月	2,336 人回 /月
時間外保育事業		133 人 (1日最大)	137 人/日	136 人/日	135 人/日	135 人/日	133 人/日
一時預 かり(幼 稚園)	1号認定	38,620 人 日/年	2,907 人日 /年	2,928 人日 /年	2,892 人日 /年	2,871 人日 /年	2,817 人日 /年
	2号認定 (定期的な利用)		27,172 人 日/年	27,367 人 日/年	27,037 人 日/年	26,842 人 日/年	26,334 人 日/年
	計		30,079 人 日/年	30,295 人 日/年	29,929 人 日/年	29,713 人 日/年	29,151 人 日/年
一時預 かり(その 他)	一時預かり (保育所)	4,913 人日 /年	3,507 人日 /年	3,471 人日 /年	3,449 人日 /年	3,431 人日 /年	3,392 人日 /年
	ファミリー・サポ ート・センター	4 人日 /年					
	トワイライトステイ	未実施					
病児・病後児保育事業		35 人日 /年	534 人日 /年	531 人日 /年	527 人日 /年	524 人日 /年	517 人日 /年
ファミリー・サポート・センター 事業(就学児のみ)		68 人日 /年	38 人日 /年	37 人日 /年	39 人日 /年	41 人日 /年	43 人日 /年
放課後児童健全 育成事業	低学年	600 人	658 人	700 人	702 人	703 人	708 人
	高学年	-	88 人	88 人	92 人	96 人	102 人
	計	600 人	746 人	788 人	794 人	799 人	810 人
子育て短期支援事業 (ショートステイ)		0 人日 /年	17 人日 /年	17 人日 /年	17 人日 /年	17 人日 /年	16 人日 /年
利用者支援事業		未実施	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
妊婦に対する健康診査		6,174 人回	6,500 人回 /年	6,500 人回 /年	6,500 人回 /年	6,500 人回 /年	6,500 人回 /年
乳児家庭全戸訪問事業		524 人	537 人	538 人	535 人	530 人	527 人
養育支援訪問事業		73 人	75 人	75 人	75 人	74 人	74 人

（１）地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子が気軽に利用し、親子で一緒に遊ぶことにより、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場を提供します。また、ブックスタートや、ツインズクラブ、育児相談等の実施により、育児負担の軽減や子育て支援を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	2,418 人回	2,371 人回	2,363 人回	2,354 人回	2,336 人回
確保方策	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所

＊「量の見込み」は、利用を希望している子どもの数×希望回数の合計（月間）

＊平成 25 年度実績：延 11,262 人回/年÷12 か月＝939 人回/月

（２）時間外保育事業（延長保育事業）

保護者の就労形態の多様化、長時間勤務等に伴う保育時間の延長に対するニーズに対応するため、通常の保育時間を超えて保育を実施します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	137 人	136 人	135 人	135 人	133 人
確保方策	137 人	136 人	135 人	135 人	133 人

＊「量の見込み」は、保育園（所）等での延長保育を希望している子どもの数

＊平成 25 年度実績：133 人（1 日当たり最大利用者数）

（３）一時預かり事業

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼稚園において、通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に行う預かり保育の事業です。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量 の 見 込 み	1 号認定利用	2,907 人日	2,928 人日	2,892 人日	2,871 人日	2,817 人日
	2 号認定利用	27,172 人日	27,367 人日	27,037 人日	26,842 人日	26,334 人日
	計	30,079 人日	30,295 人日	29,929 人日	29,713 人日	29,151 人日
確保 方 策	一時預かり事業 （在園児対象型）	30,079 人日	30,295 人日	29,929 人日	29,713 人日	29,151 人日

＊「量の見込み」は、利用を希望している子どもの数×希望日数の合計（年間）

＊平成 25 年度実績：38,620 人日／年

② 一時預かり事業（在園児対象型を除く）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）【未就学児】

子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

一時預かり事業（在園児対象型を除く）とは、保護者の育児疲れの解消（リフレッシュ）、あるいは緊急の用事（冠婚葬祭や病気等）等の理由で、家庭での保育が一時的に困難な場合に、保育所において子どもを保育する事業です。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）とは、子育てに関して「援助を受けたい人」と「援助をしたい人」が会員登録をし、子育てについて助け合いを行う事業です。会員間の連絡・調整等を行い、子どもの送迎や一時的な預かり等、地域における子育て支援を行います。

子育て短期支援事業（トワイライトステイ）とは、保護者が仕事・疾病その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、児童養護施設などにおいて、必要な保護を行う事業です。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		3,507 人日	3,471 人日	3,449 人日	3,431 人日	3,392 人日
確保 方 策	一時預かり事業 （在園児対象型を除く）	3,499 人日	3,463 人日	3,441 人日	3,423 人日	3,384 人日
	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	8 人日	8 人日	8 人日	8 人日	8 人日
	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

* 「量の見込み」は、利用を希望している子どもの数×希望日数の合計（年間）

* 平成 25 年度実績：一時預かり事業（在園児対象型を除く） 4,913 人日／年

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） 4 人日／年

子育て短期支援事業（トワイライトステイ） 0 人日／年（未実施）

（４）病児・病後児保育事業

子どもが病気の際に保護者の就労等の理由により自宅での保育が困難な場合、保育園（所）、認定こども園、病院、診療所その他の施設において、子どもを一時的に預かり、保育を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	534 人日	531 人日	527 人日	524 人日	517 人日
確保方策	534 人日	531 人日	527 人日	524 人日	517 人日

＊「量の見込み」は、利用を希望している子どもの数×希望日数の合計（年間）

＊平成 25 年度実績：35 人日／年（定員 4 人／日）

（５）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）【就学児】

子育てに関して「援助を受けたい人」と「援助をしたい人」が会員登録をし、子育てについて助け合いを行う事業です。会員間の連絡・調整等を行い、子どもの送迎や一時的な預かり等、地域における子育て支援を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	38 人日	37 人日	39 人日	41 人日	43 人日
確保方策	38 人日	37 人日	39 人日	41 人日	43 人日

＊「量の見込み」は、利用を希望している子どもの数×希望日数の合計（週間）

＊平成 25 年度実績：68 人日／年

（６）放課後児童健全育成事業

小学校に通う子どもで、その保護者が就労等によって家庭にいない場合、授業の終了後、遊びや集団生活の場を提供し、放課後の児童の安全確保や健全育成を図ります。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の 見 込 み	低学年	658 人	700 人	702 人	703 人	708 人
	高学年	88 人	88 人	92 人	96 人	102 人
	計	746 人	788 人	794 人	799 人	810 人
確保方策		746 人	788 人	794 人	799 人	810 人

＊「量の見込み」は、利用を希望している子どもの数

＊平成 25 年度実績：600 人（定員 700 人 最大許容人数 873 人）

（７）子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病やその他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う必要な保護を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	17 人日	17 人日	17 人日	17 人日	16 人日
確保方策	17 人日	17 人日	17 人日	17 人日	16 人日

＊「量の見込み」は、利用を希望している子どもの数×希望日数の合計（年間）

＊平成 25 年度実績：0 人日／年

（８）利用者支援事業

子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、相談や情報提供等の支援を身近な場所で行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

＊「量の見込み」は、国の方針により市にて実績等をもとに推計

（９）妊婦に対する健康診査

子どもが健やかに生まれ成長していくことができるよう、健康診査を通じて妊婦や胎児の健康保持及び疾病予防、早期発見を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	6,500 人回	6,500 人回	6,500 人回	6,500 人回	6,500 人回
確保方策	実施場所：医療機関等 実施体制：委託及び補助 検査項目：基本健診、初期血液検査、血液検査（貧血、グルコース）、超音波検査、 クラミジア検査、GBS検査 実施時期：妊娠期				

＊「量の見込み」は、国の方針により市にて実績等をもとに推計

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	537 人	538 人	535 人	530 人	527 人
確保方策	実施体制：市が直接実施（保育士、助産師、保健師等）				

＊「量の見込み」は、国の方針により市にて実績等をもとに推計

＊平成 25 年度実績：524 人（出生数）

(11) 養育支援訪問事業

乳児全戸訪問事業等により把握した子どもの養育において、支援の必要があると判断した家庭に対し、乳幼児養育支援員等によって継続的に家庭を訪問し、養育に関する指導や援助等を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	75 人	75 人	75 人	74 人	74 人
確保方策	実施体制：市が直接実施（保育士、助産師、保健師等）				

＊「量の見込み」は、国の方針により市にて実績等をもとに推計

＊平成 25 年度実績：73 人（年間対象者数）